

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和3年12月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス川原店 草津市川原一丁目字下出15番1ほか
- 2 意見の概要 草津市からの意見
 - (1) 店舗設置に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が懸念される。については、誘導方法等について十分に計画し、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないよう対応されたい。また、造成・建設工事における工事用車両については、近隣道路の交通等に十分配慮されたい。
 - (2) 開発申請を適切に処理すること。また近隣に対し十分な説明を行うこと。
 - (3) 当該開発については、草津市景観計画区域内における行為の届出を行うこと。なお、当該届出の受理後30日の間において予定建築物に係る建設工事に着手できないことに留意し、適切な時期に届出を行うこと。
 - (4) 草津市景観計画におけるまちなかゾーン・幹線道路軸の基準が適用されることに留意し、外壁の色彩、敷地の緑化措置等について周囲の景観に配慮されたい。
 - (5) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例（平成24年草津市条例第16号）に基づき都市計画課に許可申請をすること（第2種許可地域（草津市景観計画で定める幹線道路軸の道路境界から30メートル以内の地域は第1種許可地域））。
なお、工事現場を覆う防音シート等に記載されたイラスト、社名等も広告物に該当するため、上記と同様に許可申請をすること。
 - (6) 当該申請地は市街化調整区域であるため、敷地面積の20%以上の敷地を緑化されたい。
 - (7) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理すること。
 - (8) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図ること。
 - (9) 草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成8年草津市条例第15号）第6条および第21条で定める環境美化の推進に努められたい。
 - (10) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散、流出、もしくは地下への浸透、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保すること。
 - (11) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理するか、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（平成24年草津市規則第27号）第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理すること。
 - (12) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けること。
 - (13) 事業所から産業廃棄物が排出される場合には、必要に応じて滋賀県へ指示を仰ぎ適正に処理すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和3年12月10日から令和4年1月11日まで